

一般社団法人日本肘関節学会
慶弔規程

1. この規則は、一般社団法人日本肘関節学会における会員の慶弔に関し、必要な事項を定めることを目的とする。
2. この申し合わせ事項は、一般社団法人日本肘関節学会（以下、本学会という）名誉会員、功労会員、理事、監事及び本学会の発展のために、顕著な貢献が認められた者（本人）を対象とする。
3. 本学会は、名誉会員、功労会員、理事、監事、評議員等が勲位に叙せられたとき、又は死亡のとき、慶弔の意を表するものとする。
4. 祝辞、弔辞又はその打電、供花の内容については、諸般の事情を懸案の上、決定する。

供花：15,000 円から30,000 円程度

弔電：3,500 円まで

香典：30,000 円

弔意の基準は下記の通りとする。

	名誉会員	功労会員	理事・監事	評議員	正会員・準 会員
供花	○	○	○	—	—
弔電	○	○	○	○	—
参列 (代表者)	個別対応			—	—
香典				—	—
弔辞 (代表者)				—	—

附 記

1. この規程の変更は理事会において行う。
2. この規程は、令和8年3月14日から施行する。